

公益社団法人茨城県作業療法士会 代議員選出規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 公益社団法人茨城県作業療法士会(以下、「本法人」という。)は、定款及び定款施行細則に基づく代議員の選出を適正に行うため、この規定を定める。

(代議員の定数)

第2条 代議員の定数は、代議員選挙の年の1月1日現在の正会員数を基準に算定し、医療圏ブロックごとの定数を理事会で決定する。

(選出地区)

第3条 代議員選出は、以下の医療圏ブロックを選挙区として、各医療圏ブロックに分けて行う。

- (1)水戸医療圏
- (2)常陸太田・ひたちなか医療圏
- (3)日立医療圏
- (4)鹿行医療圏
- (5)つくば医療圏
- (6)土浦医療圏
- (7)取手・竜ヶ崎医療圏
- (8)筑西・下妻医療圏
- (9)古河・坂東医療圏

(選挙権及び被選挙権)

第4条 代議員の選挙権は、代議員選挙の年の1月1日現在の本法人の正会員に限り、これを有する。

- 2 被選挙人となるためには、前項の選挙権を有する正会員たることを要する。
- 3 選挙人及び被選挙人の所属する医療圏ブロックは、代議員選挙の年の1月1日現在の会員名簿の登録によって定める。

(選挙の時期)

第5条 本法人の代議員選挙は、定款及びこの規程に定めるところにより、4年に1度行なうものとし、選挙の年には4月30日までに選挙を完了して代議員当選者を確定しなければならない。

- 2 代議員の定数に欠員が生じ、定款に定める基準に満たなくなった選挙区においては、補充のための代議員選挙を行う。この場合においても、4月30日までに選挙を完了しなければならない。

第2章 代議員の選出

(選挙管理委員会)

第6条 代議員の選出に関する業務を公正に行うため、本法人に選挙管理委員会(以下「委員会」という。)を置き、本法人事務局内に選挙事務局を設置する。

2 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 正会員への代議員選挙の周知
- (2) 代議員候補者名簿の作成
- (3) 代議員選挙に関し必要な業務

(代議員選挙の告示)

第7条 委員会は、代議員が任期満了となる日の2か月前までに、代議員立候補受付のための告示を行わなければならない。

2 前項の告示内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代議員の総定数及び医療圏ブロックごとの定数
- (2) 代議員の任期
- (3) 代議員立候補受付期間
- (4) 投票日(投票期間)
- (5) 開票日
- (6) その他必要な事項

(立候補受付期間)

第8条 委員会は、21日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

(立候補手続)

第9条 代議員に立候補しようとする正会員は、前条に定める立候補受付期間内に、所定の代議員選挙立候補届を委員会に提出しなければならない。

2 立候補者は、選挙になった場合は趣旨書を提出する。その場合は、指定された書式や制限字数及び方法で提出する。ただし、趣旨書の掲載については、選挙管理委員長が決定する。

(立候補の受付)

第10条 立候補の届出を受理した委員会は、立候補者に対して、代議員選挙立候補届受理証を発行し交付する。

(立候補者名簿の公表)

第11条 委員会は、立候補者が提出した書類に基づき、医療圏ブロック単位の立候補者名簿を作成し、次の各号について正会員に公表しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 所属施設や会員番号

(選挙の実施)

第12条 代議員の選挙は、郵便投票等により行うものとする。

- (1) 投票は、投票日(投票期間)に、正会員の無記名投票により行う。
- (2) 前号の無記名投票は、立候補者の氏名が列記された用紙に、立候補者ごとに○印を記入する方式とする。

(郵便投票の細目)

第13条 郵便投票に関して必要な事項を次のとおり定める。

- (1) 委員会は、事前に投票要項(様式含む)等具体的な手続きを定め、第3条の地区の各正会員の宛先に通知(投票依頼)する。
- (2) 正会員は、投票期間中に、本法人の選挙事務局宛てに投票用紙を送付する。
- (3) 送付された投票用紙は、委員長の指示に基づき、選挙事務局において専用の保管庫にて厳重に保管する。
- (4) 開票は、委員の立会のもと選挙終了後直ちに行わなければならない。

(当選人の決定)

第14条 当選の決定にあたっては、有効得票数の多いものから順次当選人とする。

- 2 立候補者数が医療圏ブロックごとの定数の上限を超えない地区においては、投票を行うことなく、立候補者全員を当選人とする。
- 3 代議員の定数に欠員が生じて定款に定める基準に満たなくなるときに備え、予め補欠としての代議員予定者を選んでおくことができる。
- 4 得票数が同数の場合は、抽選により決定する。

(選挙結果の公表)

第15条 当選人が決定した時には、委員会は、当選人に当選の旨を通知し、本法人の会長に、すみやかに選挙結果を報告しなければならない。

- 2 委員会は、手続終了後、選挙の結果を告示しなければならない。
- 3 会長は、当選人を代議員名簿に登録し、次期代議員として公表するものとする。

第3章 雑 則

(代議員の資格の喪失)

第16条 代議員は辞任を申し出たとき及び正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

(代議員の報酬)

第17条 代議員は無報酬とする。ただし、会務のために要した費用を支弁することができる。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第19条 本規程に定めがなく代議員の選出に関し必要な事項は、理事会での協議を経て別に定める。

附 則

1 この規程は、変更後定款及び変更後定款施行細則の施行を停止条件として施行し、令和4年の代議員選出から適用する。